

# 令和7年度事業計画

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、公衆衛生の見地から生活衛生関係営業の施設の改善、経営の健全化を図ることによって衛生水準の向上を図り、あわせて消費者・利用者の利益を擁護するため、次の事業を行う。

## 1 指導センターの企画、運営に関する事業

- 評議員会、理事会、三役会、生衛同業組合理事長会並びに地区支部長連絡会議等の適宜開催と適正な運営
- 行政機関との相互理解に基づく緊密な連携
- 全国及び九州ブロックの経営指導員会議、研修会等への参加

## 2 生活衛生関係営業の経営相談事業

- 経営指導員による経理及び衛生等経営全般にわたる相談、指導
- 生活衛生関係営業の健全経営、活性化のための研修会の開催
- 経営特別相談員による相談、指導の充実
- 相談支援連絡協議会の開催
- 各種補助金・助成金等の相談、支援

## 3 日本政策金融公庫の融資相談事業

- 一般貸付についての融資相談及び指導
- 生活衛生同業組合の振興計画に基づく融資の指導推進
- 生活衛生関係経営改善資金特別貸付の指導及び審査業務の実施
- 融資相談及び指導

## 4 「相談指導顧問」設置事業

- 営業及び日常生活で生じた法律問題について弁護士による生衛組合員を対象とした法律相談の実施

## 5 税務相談等事業

- 税理士等による税務、経営相談及び研修会
- 生活衛生関係営業の税務に係わる情報の提供等

## 6 「標準営業約款」登録事業の推進

- 標準営業約款制度の普及、登録の推進並びに推進協議会の開催
- 関係業界に対する指導と消費者・利用者への周知、広報

## 7 宮崎県及び宮崎市からの補助及び委託事業

### (1) 営業施設の自主衛生管理促進事業（委託事業）

- 生活衛生営業指導員設置事業（県：91名、宮崎市：34名）

保健所の環境衛生監視員の補助業務として、営業施設の衛生措置等についての巡回指導や関連する各種調査を実施し、その結果を保健所長へ報告。監視指導の効率化と業界の自主的な衛生管理思想の向上及び組合組織の活性化を図る。

（理容・美容・クリーニング・ホテル旅館）

### (2) クリーニング業適正化事業（補助事業）

クリーニングに係わる苦情・相談等に対応するため、クリーニング師を「相談専門員」として委嘱し、苦情等の原因究明と円満解決に努める。

### (3) 活性化促進事業（補助事業）

- 技術向上・後継者育成事業
- 情報誌「生活衛生みやざき」の発行（年3回；5月、9月、1月）
- 組合加入促進に係る行政との連携事業

## 8 全国指導センターからの委託事業

- 生活衛生関係営業の経営状況調査等
- クリーニング師研修・同業務従事者講習会

クリーニング業における技術、環境、衛生、法令等の環境変化や消費者サービスへの期待に適切に対応するため研修等を実施し、併せて受講促進を図る。

- 生活衛生関係営業経営支援対策事業

物価高や賃上げ等への対応に向けた支援のため、引き続き専門家等と連携した相談指導体制を構築し、相談・経営指導を実施する。

## 9 生活衛生関係営業の情報化整備事業

- 生活衛生関係営業の情報ネットワークシステム受入体制の整備と活用
- 新設店舗情報の有効活用事業

## 10 後継者育成支援事業

- 中高生等を対象とした後継者育成のためのインターンシップの実施
- 生衛業の「取組み（魅力）」や就業環境」等を紹介する動画の制作